

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第1回）検討結果

<p>(1)目的 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化する。 自立した地域社会を創造する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (目的) この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。</p> <p>【条例案】 (目的) 第 条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。</p> <p>【条例解説原案】 条例の目的を地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治(その地方の住民の意思と責任において行政が行われること)と団体自治(国から独立した団体として、その団体の権限と責任において行政が行われること)の2つからなるとされています。</p> <p>【条例解説案】 条例の目的を地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治(その地方の住民の意思と責任において行政が行われること)と団体自治(国から独立した団体として、その団体の権限と責任において行政が行われること)の2つからなるとされています。</p>
<p>(2)用語の意義 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。</p> <p>(2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。</p> <p>(3) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。</p> <p>【条例案】 (定義)</p>

第 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
- (4) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。

【条例解説原案】

- (1) 「市民」とは、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。
- (2) 「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自ら自治体としての意思決定を行い、外部に表明できる機関をいいます。市の代表者である市長と、地方自治法第180条の5の規定による行政委員会及び委員（教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会）です。
- (3) 「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりに関わること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。
- (4) 「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合うことをいいます。

【条例解説案】

- (1) 「市民」とは、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。
- (2) 「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自ら自治体としての意思決定を行い、外部に表明できる機関をいいます。市の代表者である市長と、地方自治法第180条の5の規定による行政委員会及び委員（教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会）です。
- (3) 「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりに関わること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。これは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。
- (4) 「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合うことをいいます。このことは協働の原則である(1)自主自立・対等、(2)相互理解・目的共有、(3)公平・公正・公開という考え方を基本としています。

<p>(3)最高規範性・位置付け (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 生駒市における最高規範であることを規定し、市は、この趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この趣旨を尊重すべきことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (最高規範性) この条例は、生駒市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。</p> <p>【条例案】 (最高規範性) 第 条 この条例は、生駒市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 この自治基本条例が、生駒市の最高規範であることを規定しています。最高規範性を謳うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。市は、この条例の趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の改廃に当たっても、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。</p> <p>【条例解説案】 この自治基本条例が、生駒市の最高規範であることを規定しています。最高規範性を謳うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。市は、この条例の趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。</p>
<p>(4)情報共有・公開 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供すべきことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (情報共有及び公開) 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>【条例案】 (情報共有及び公開) 第 条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p>

参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。
また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。

【条例解説案】

参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。
また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。